

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の変更についての理由を示したものです。

1 施行区域の位置、現状等

羽生都市計画区域は、都心から約60km圏にあり、埼玉県の本郷市に位置しています。また、羽生都市計画区域に含まれる土地の区域は、本郷市の行政区域全域です。

【本郷市：東部地区】

本地区は、東武鉄道伊勢崎線本郷駅の東、約1kmに位置しており、都市計画道路3・4・3駅前大通線に接し、一部を除き土地地区画整理事業による都市基盤の整備が実施された区域です。

東部土地地区画整理事業（以下、「本事業」という。）は、都市基盤整備が不足している市街地東部において、無秩序な市街地の形成を防止し、計画的な都市基盤の整備・改善を行い、良好な居住環境を保持した市街地の形成を目指し、昭和43年5月に約36.7haの区域で都市計画決定されました。

その後、同年11月には本地区のうち約15.7haを旭町土地地区画整理事業として、また、昭和44年3月には約14.3haを東谷土地地区画整理事業として、昭和51年3月には約3.8haを城沼土地地区画整理事業として事業認可を取得し、これらは全て事業が完了しています。

残る約2.9haの事業未着手区域（以下、「未着手区域」という。）は、社会経済情勢の変化等の理由により事業化の目途が立たず、都市計画決定から既に48年が経過しています。

その間、公共事業及び民間開発等により、未着手区域周辺の公共施設は一定の整備水準を保持するものとなりました。

2 事業変更の目的及び必要性

未着手区域においては、民間の宅地開発により市街化が進行し良好な住宅地が形成されています。その土地利用状況や公共施設の整備水準を検証した結果、基盤整備は概成しており、土地地区画整理事業による新たな整備の必要性は無いと判断し、本事業から未着手区域を除外すべく施行区域の縮小を行うものです。

3 施行区域の上位計画における位置づけ

【第5次 羽生市総合振興計画 後期基本計画】（平成25年3月策定）

良好な住宅地の保全を図るとともに、未利用地等の有効利用を促進します。

【羽生都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】（平成26年3月都市計画変更告示）

都市計画決定後、長期間にわたり整備されていない地区については、防災に配慮した安心・安全なまちづくりに係る検証を行い、必要に応じて都市計画の見直しを行う。

【羽生市都市計画マスタープラン】（平成25年3月策定）

日常生活における通学路や災害時の避難路など市民生活を支える生活道路は、安全性・利便性の向上を図るため、地域の要望を踏まえた道路整備とともに、適切な維持管理に努めます。

4 関連する都市計画の決定状況

なし

なお、本都市計画の変更に併せて道路の区域決定を行う。

（道路法第18条第1項 市道6150号線及び市道6151号線 計画幅員4m）